

令和5年11月定例会

# 文教厚生委員会説明資料（その3）

教 育 委 員 会

目 次

I 提出案件	-----	3
1 その他の議案等	-----	3
(1) 条例案	-----	3

# I 提出案件

## 1 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ① 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（教職員課）

##### ア 改正の理由

令和5年10月10日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う必要がある。

##### イ 改正の概要

#### (ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

##### a 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務学校職員の全ての基準給料月額を引き上げることとする。

##### b 諸手当の改定

- (a) 初任給調整手当について、高等学校等教育職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を5万1,100円に引き上げることとする。
- (b) 通勤手当について、交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度額及び運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている2分の1加算の限度額に関する規定を廃止することとする。
- (c) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の125とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、12月期の支給割合を100分の70とすることとする。
- (d) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の122.5とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の68.75とすることとする。
- (e) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の105とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、12月期の支給割合を100分の50とすることとする。
- (f) 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の102.5とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の48.75とすることとする。

#### ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(d)及び(f)については、令和6年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの(ア)のa及びbの(a)については、令和5年4月1日から、イの(ア)のbの(b)については、令和5年6月1日から、イの(ア)のbの(c)及び(e)については、令和5年12月1日から適用することとする。

### ② 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (教職員課)

#### ア 改正の理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正され、期末手当及び勤勉手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用学校職員の期末手当について改定を行うとともに、地方自治法等の一部が改正されたことに鑑み、会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定める等の必要がある。

#### イ 改正の概要

- (ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の132.5とすることとする。
- (イ) 会計年度任用学校職員に適用される①の徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例による改正後の給料表については、令和5年4月1日から適用することとする。
- (ウ) 期末手当の支給割合は、常勤職員の例によることとする。
- (エ) 勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとする。
- (オ) その他所要の整備を行うこととする。

#### ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ウ)、(エ)及び(オ)については、令和6年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの(ア)については、令和5年12月1日から適用することとする。